

税理士による

会員限定

消費税なんでも相談会

消費税のさまざまな疑問・不安をすっきり解決！
この機会に是非ご相談ください！

参加費
無料

日時

令和3年11月 12日(金) ・19日(金)

①13:30 ②14:30 ③15:30 ④16:30

会場

南アルプス市商工会 南アルプス市寺部 971

対象

小規模事業者(個人事業主の方限定)

完全予約制(先着順)

内容

消費税のさまざまな相談に税理士が個別に対応いたします。

こんな疑問をお持ちの方におすすめ！(一例)

- ▶ 消費税の納税義務者とは？
- ▶ 課税事業者の有利な選択方式って？
- ▶ インボイス制度、うちには関係ある？ない？

切り取らずにそのまま FAX してください

FAX:055-280-3731 南アルプス市商工会 行

□■「消費税なんでも相談会」申込書□

希望日時	希望日 <input type="checkbox"/> 11月12日(金) <input type="checkbox"/> 11月19日(金) 希望時間 <input type="checkbox"/> 13:30 <input type="checkbox"/> 14:30 <input type="checkbox"/> 15:30 <input type="checkbox"/> 16:30 ※希望日、希望時間の□に✓をご記入ください。 お申込み多数の場合は、日程・時間を調整させて頂く場合がございますのでご了承ください。		
事業所名		相談者名	
事業所住所			
電話番号		FAX番号	
納税の有無	<input type="checkbox"/> 課税事業者 <input type="checkbox"/> 簡易課税選択事業者 <input type="checkbox"/> 免税事業者		
相談内容	<input type="checkbox"/> 消費税の納税義務について <input type="checkbox"/> 課税事業者の有利な選択方式について <input type="checkbox"/> インボイス制度について <input type="checkbox"/> その他()		

*ご記入いただきました個人情報は、相談会以外の目的で使用することはありません。

消費税の納付義務について

消費税の納税義務が生じる条件

課税事業者として消費税の納付義務が生じるのは、以下の条件にあてはまる場合です。

- **基準期間(前々年)の課税売上高が1,000万円を超えている。**
→ 税務署に「消費税課税事業者届出書」を提出する。
- **特定期間(前年の1月1日~6月30日)の課税売上高が1,000万円・給与支払1,000万円を超えている。**
→ 税務署に「消費税課税事業者届出書」を提出する。
- **課税売上高が1,000万円以下である免税事業者が課税事業者になりたい。**
→ 税務署に「消費税課税事業者選択届出書」を提出する。
- **インボイス制度の登録番号をとりたい**
→ 税務署に「消費税課税事業者選択届出書」と「適格請求書発行事業者登録申請書」を提出する。

課税事業者に該当したら有利な選択を

消費税は「**原則課税方式**」と「**簡易課税方式**」のいずれかで計算します。どちらの方式を選んでも構いませんが、節税につながるよう有利な計算方法を選択するようにしましょう。

- 令和4年に簡易課税方式を選択する場合は、令和3年12月31日までに「簡易課税制度選択届出書」を税務署に提出しなければなりません。

課税売上高が5,000万円を超えた場合

課税売上高が5,000万円を超えた場合は、事務処理の手間が省けるとあって選択する個人事業主が多い簡易課税方式ですが、基準期間となる前々年度の**課税売上高が5,000万円を超えた場合は原則課税方式で申告しなくてはなりません。**

ただし、簡易課税制度選択不適用届出書を提出しない限り、効力は存続していますので、**基準期間の課税売上高が再び5,000万円以下になった場合は、自動的に簡易課税方式に戻ります。**

インボイス制度の概要

インボイス制度とは

2023年(令和5年)10月1日から開始される「適格請求書等保存方式」のこと。

現在の日本は8%と10%の複数税率ですが、この複数税率に対応した「仕入税額控除」の方式のことを「適格請求書等保存方式」と言います。

インボイス制度において買手が仕入税額控除の適用を受けるためには、帳簿のほかに売手から交付を受けた「適格請求書等」の保存が必要となります。

そのため、消費税を納める多くの課税事業者だけでなく免税事業者に対しても、企業や個人事業主としての経営や経理業務に大きな対応が求められており、事前の準備・対応が必要になることが予想されます。

3つのポイント

- その① 2023年10月から消費税の「仕入税額控除」を受けるためにはインボイスが必要
- その② 税務署に登録した「適格請求書発行事業者」だけがインボイスを発行できる
- その③ 消費税を納めている「課税事業者」だけが適格請求書発行事業者になれる

- 消費税なんでも相談会のご予約・お問い合わせ先

南アルプス市商工会 【記帳センター】

<https://www.minamialps-shokokai.jp/>

☎055-284-3054 FAX055-280-3731

